

かまくら四季のみどころ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市観光課が発行するかまくら四季のみどころ（以下「四季のみどころ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 四季のみどころに掲載する広告(以下「広告」という。)は、行政刊行物の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 特定の宗教の布教活動につながるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(発行部数と配布先)

第3条 四季のみどころは毎月1回発行とし、その発行部数は、発行前に観光課が決定する。

2 四季のみどころは、鎌倉市観光総合案内所や観光課の窓口（電話、ファクシミリ等による請求を含む。）、市の施設等のほか、市の関連する行事やイベント等で無償配布する。

(広告の掲載場所及び掲載枠数)

第4条 広告を掲載する場所及び大きさは、別表1のとおりとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1回の申請につき、四季のみどころ5月号から翌年の4月号までのうち、原則3か月、6か月又は12か月とする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日までに、かまくら四季のみどころ広告掲載申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、掲載号発行の20日前までに、四季のみどころ広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前条の規定による申請が、第4条に規定する掲載枠数を超えたときは、掲載期間の長いものを優先し、それ以外については抽選により掲載する広告を決定する。
- 3 前条の規定にかかわらず、4月1日以降に掲載枠に空きが生じた場合は、翌年4月号までの広告を随時募集し、先着順により広告の掲載を決定する。

(広告原稿の作成)

第8条 広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿の電子ファイルを、市長が指定した期日までに提出するものとする。

(掲載料)

- 第9条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、別表2のとおりとする。
- 2 特段の事情により、四季のみどころの残部が生じた場合においても、掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第10条 広告主は、市長が指定した日までに、市長が発行する納入通知書により掲載料を納付するものとする。
- 2 前項の規定により定められた日までに掲載料が納付されないときは、市長は、当該広告掲載の決定を取消することができる。

(広告の変更)

- 第11条 広告主は、当該広告の内容を変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ市と協議するものとし、掲載号発行の20日前まで広告原稿を作成し提出するものとする。

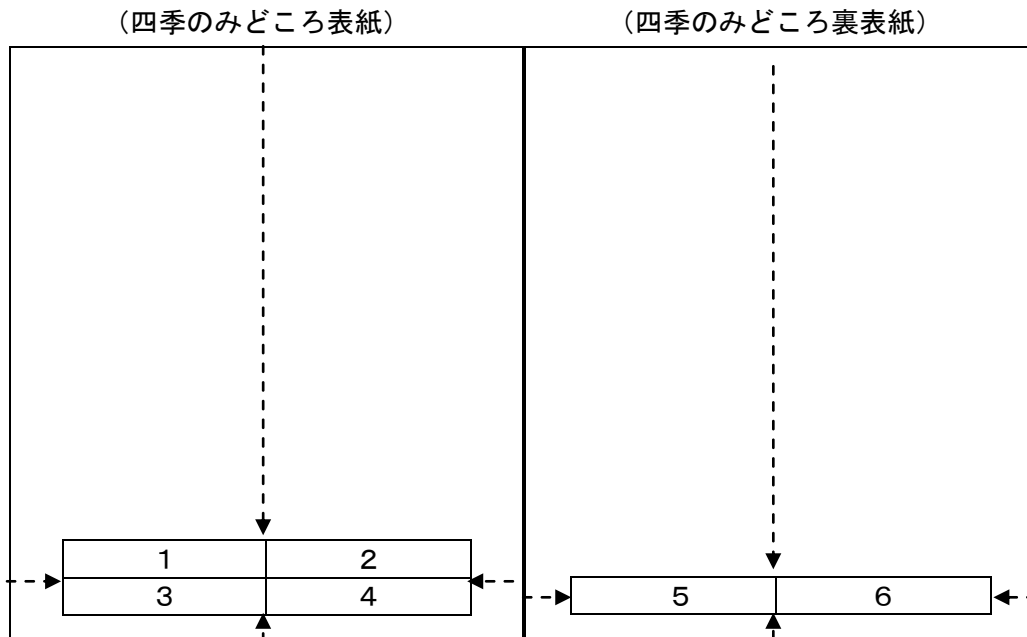
(その他の事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、四季のみどころの広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成24年2月28日から施行する。

別表第 1



1 広告の掲載位置は、上記点線の枠内 1 から 6 までの 6 箇所とし、外枠からの寸法は、以下のとおりとする。

表紙 上端から 23.2 cm、下端から 0.5 cm、左端から 1.5 cm、右端から 1.5 cm の範囲内

裏表紙 上端から 26.2 cm、下端から 0.5 cm、左端から 1.5 cm、右端から 1.5 cm の範囲内

2 広告の大きさは、以下のとおりとする。

縦 3.0 cm × 横 9.0 cm

別表第 2

規格（1 枠につき）	掲載料（1 か月当たり）
表紙 縦 3 cm × 横 9 cm	15,000 円
裏表紙 縦 3 cm × 横 9 cm	10,000 円